

上山市議会会議録

第489回臨時会
(令和元年5月10日)

令和元年5月10日（金曜日） 午前10時 開会

議事日程第1号

令和元年5月10日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期決定
日程第 4 議第32号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	守 岡	等	議員	2番	井 上	学	議員
3番	中 川	とみ子	議員	4番	高 橋	恒 男	議員
5番	谷 江	正 照	議員	6番	佐 藤	光 義	議員
7番	枝 松	直 樹	議員	8番	浦 山	文 一	議員
9番	坂 本	幸 一	議員	10番	大 沢	芳 朋	議員
11番	川 崎	朋 巳	議員	12番	棚 井	裕 一	議員
13番	尾 形	みち子	議員	14番	長 澤	長右衛門	議員
15番	高 橋	義 明	議員				

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸	長 兵 衛	市	長	塚 田	哲 也	副 市 長
金 沢	直 之	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長		富 士	英 樹	市 政 戦 略 課 長
平 吹	義 浩	財 政 課 長		前 田	豊 孝	税 務 課 長
土 屋	光 博	市 民 生 活 課 長		鈴 木	直 美	健 康 推 進 課 長
鏡	裕 一	福 祉 課 長		齋 藤	智 子	子 ども 子 育 て 課 長
鈴 木	英 夫	商 工 課 長		尾 形	俊 幸	観 光 課 長
漆 山	徹	農 林 夢 づ くり 課 長 (併)農業委員会 事 務 局 長		須 貝	信 亮	建 設 課 長
秋 葉	和 浩	上 下 水 道 課 長		武 田	浩	会 計 管 理 者 (兼)会 計 課 長
佐 藤	浩 章	消 防 長		古 山	茂 満	教 育 委 員 会 長
井 上	咲 子	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長		遠 藤	靖	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
渡 辺	る み	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長		高 橋	秀 典	教 育 委 員 会 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
板 垣	郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員		花 谷	和 男	農 業 委 員 会 長 会
大 和	啓	監 査 委 員		舟 越	信 弘	監 査 委 員 会 長 事 務 局

事務局職員出席者

佐 藤	毅	事 務 局 長	鈴 木	淳 一	副 主 幹
渡 邊	高 範	主 査	後 藤	彩 夏	主 任

開 会

○高橋義明議長 去る5月7日告示になりました第489回臨時会をただいまから開会いたします。

開 議

○高橋義明議長 出席議員は定足数に達してお

りますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

去る5月9日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

提出されております議案は条例議案1件ありますが、提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたし、本日は以上をもって閉会することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

日程第1 諸般の報告

○高橋義明議長 日程第1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。

事務局長。

〔佐藤 毅事務局長 登壇〕

○佐藤 毅事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る5月7日、上山市告示第1号によって、令和元年5月10日、上山市議会第489回臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

令和元年5月7日、議第43号をもって地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第489回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受領しております。

第3、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 15人

以上で報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○高橋義明議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

5番 谷 江 正 照 議員

8番 浦 山 文 一 議員

10番 大 沢 芳 朋 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○高橋義明議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思ひ

ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~

#### 日程第4 議第32号 上山市市税 条例の一部を改正する条 例の制定について

○高橋義明議長 日程第4、議第32号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第32号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

その主な改正内容は、国民健康保険税において基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ及び減額の対象となる所得の基準について軽減判定所得額の引き上げを行うとともに、応益割の旧被扶養者減免の減免期間の見直しを行うものであります。

なお、詳細につきましては税務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋義明議長 税務課長。

〔前田豊孝税務課長 登壇〕

○前田豊孝税務課長 命によりまして、議第32号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る規定について必要な改正を行うものであります。

それでは初めに、改正内容を御説明申し上げますので、議案と一緒に配付しております議第32号議案資料をごらん願います。

1の課税限度額の引き上げにつきましては、国民健康保険制度の見直しに伴う改正により、基礎課税額の限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものでございます。

2の減額措置に係る軽減判定所得の見直しによる軽減措置の拡充につきましては、低所得者に対する軽減措置のうち、今回は、5割軽減と2割軽減の対象世帯の軽減措置を拡充するものであります。

(1)の5割軽減の対象となる世帯の算定額につきましては、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、(2)の2割軽減の対象となる世帯の算定額につきましては、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円から51万円に引き上げるものであります。

3の応益割の旧被扶養者減免の減免期間の見直しにつきましては、令和元年度より後期高齢者医療制度において、世代間の負担の公平化を図るため、旧被扶養者の均等割の保険料の軽減期間が資格取得後2年間に限られることになったことに伴い、国民健康保険税についても同様の見直しを行うものであります。

その内容としましては、医療給付費基礎課税分に係る被保険者均等割と世帯別平等割、後期高齢者支援金等課税分に係る被保険者均等割の減免期間について、平成30年度までは特例として当分の間継続するとしていたものを、令和

元年度以降は、資格取得後2年を経過する月までと定めている本則の規定に戻すものであります。

続きまして、条例の改正箇所について御説明申し上げますので、議案書の1ページをお開き願います。

なお、改正箇所につきましては、下線で示してあるところになります。

最初に、第128条第2項並びに第135条第1項につきましては、さきに御説明いたしました国民健康保険税の基礎課税額の限度額を58万円から61万円に改正するものであります。

2ページをお開き願います。

第135条第1項第2号、第3号につきましては、さきに御説明申し上げました国民健康保険税の軽減措置の拡充に伴い、第2号では、5割軽減対象世帯の被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に、第3号では、2割軽減対象世帯の額を50万円から51万円に改正するものであります。

続きまして、条例附則について御説明申し上げます。

条例の附則第29条につきましては、さきに御説明申し上げました国民健康保険税の減免の特例のうち、応益割の旧被扶養者減免の減免期間の見直しに伴い改正するほか、「国民健康保険税」の表記を条例本文に合わせて「保険税」に改めるものであります。

なお附則であります。1の施行期日につきましては、公布の日から施行するとするものであり、2の経過措置につきましては、この条例による改正後の上山市市税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであ

ります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○高橋義明議長 7番枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第32号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま7番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。  
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。1番守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 資料の3番目の応益割の旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてお伺いします。

後期高齢者医療制度は軽減特例の見直しによって被扶養者の均等割額の軽減は9割から5割軽減にされ、今年度からは資格取得後2年間だけの軽減になりまして、それに伴って国保も同様の制度にするものだというふうに理解していますけれども、そこでお尋ねしたいのは、75

歳以上の社会保険被保険者が後期高齢者医療制度に移ることで74歳以下の扶養家族が資格を失い、国保加入手続をしなければならないわけですが、この後期高齢者医療制度が発足した当時は、この手続をしなかったために無保険になった方が相当数いたというふうに言われています。現在、こうした無保険者の状況がどうなっているのか、お尋ねします。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 本市におきましては、当時そういった無保険者の方が多く出たような状況にはなかったと認識をしております。

60歳未満の方が社会保険から外れた場合には、市で把握することは可能で、国保への加入勧奨をしたり、その他のケースにおきましても事業主から被扶養者の方へ異動申請の書類等を送った上で勧奨がされており、必要な方につきましては速やかに手続がされたものと考えております。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 了解しました。

もう一つ、同様に制度が発足当初、後期高齢者医療制度に移った被扶養家族の異動届を提出しないと減免が受けられないという問題が生じまして、現在でも同じような問題があるのかどうか、お尋ねします。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 社会保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合につきましては、社会保険診療報酬基金から後期高齢者医療広域連合にその情報が行きまして、広域連合のほうで手続をすることになっております。

加入者本人がそういった手続をしなくても、減免措置を受けることは可能でございます。

○高橋義明議長 ほかに質疑はありませんか。

枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 具体的な影響についてお伺いをしたいんですが、まず、引き上げのところで、それから2番目は減免のところに分けて、それぞれ、ですから3分類になるんですが、まず税収の増減についてそれぞれわかればお示してください。

それから、該当者数をどの程度見積もっておられるのか。引き上げ、そして、減免については二通りあるわけですが、それぞれについてわかればお知らせください。

○高橋義明議長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 税収の増減につきましては、平成30年の所得がまだ確定しておりませんので、税収の増減については推計しておりません。

なお、平成30年度の課税状況のほうから対象者等について推計しますと、課税限度額が58万円から61万円に引き上げされた際の世帯数については、0.7%程度の世帯というふうに推計されます。

軽減判定所得の見直しによる軽減措置の拡充によって、新たに対象となる世帯につきましても、平成30年所得が確定しておりませんので、前年度のもので推察させていただきますが、新たに2割軽減の対象になる世帯というのが、大体20世帯前後ではないかというふうに想定しています。

また、2割から5割軽減対象に移行する世帯は、10世帯程度ではないかということで推計しているところでございます。

○高橋義明議長 ほかに質疑はありませんか。高橋恒男議員。

○4番 高橋恒男議員 平成30年度から各市町村単位から県単位ということに国保の体制も

変わったばかりなんですけれども、その根拠をちゃんとつかんで議案にのせてもらいたいと思います。お願いします。

○高橋義明議長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 国民健康保険税の算出方法につきましては、地方税法とか国民健康保険法等そういった規定、そして、あと国からの通達指導によってやっておりますので、他市町と大きく変わるものはないというふうに考えております。

○高橋義明議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第32号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~  
閉 会

○高橋義明議長 以上で今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第489回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時22分 閉 会

議 長 高 橋 義 明

會議録署名議員 浦 山 文 一

同 上 大 沢 芳 朋

同 上 谷 江 正 照

